

## 規 則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号又(1)中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数以上」に改める。

様式第二号（一）の9ア中「1以上」を「~~客室の総数に1／100を乗じて得た数以上~~」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成三十一年九月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する特定生活関連施設の新築（生活関連施設以外の建築物の用途を変更して特定生活関連施設とすることを含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下この項において「新築等」という。）について適用し、同日前に着手した新築等については、なお従前の例による。